



計画の体系

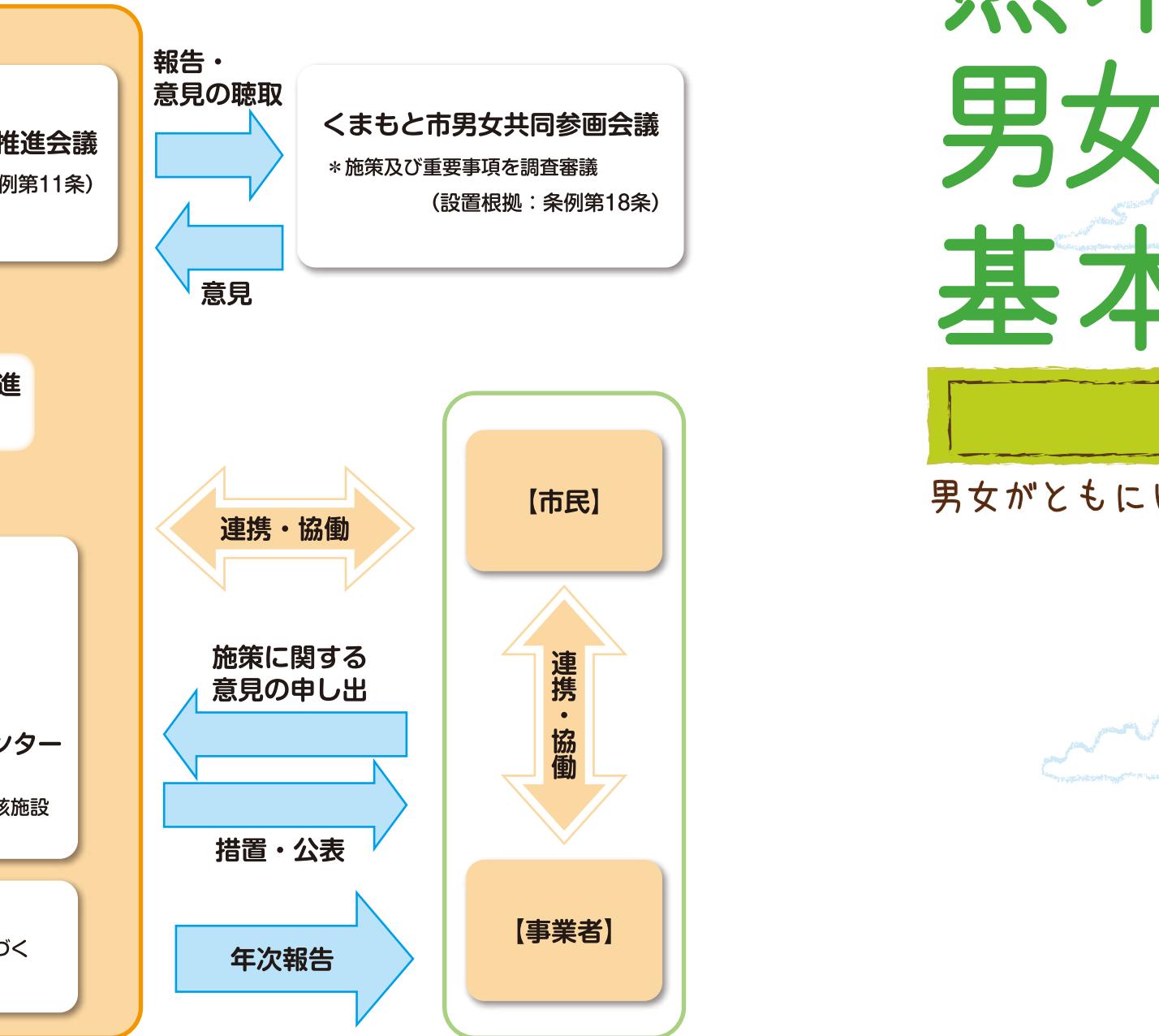
※ 計画は、【施策の方向性「4つの矢（や）」】、【具体的な施策】で構成し、目標（目指す社会の姿）である「男女がともにいきいきと、個性と能力を発揮できるまち」を目指します。



計画の推進に向けて

基本計画を実効性あるものとするために、

- 市民・事業者・市それぞれが、男女共同参画についての理解を深め主体的に取り組むとともに、それぞれが役割を果たしながら、互いに連携・協働して取り組むことが重要です。
- 市は推進体制を整備し、適切な進行管理に努めます。



熊本市市民協働課男女共生推進室
〒860-8601 熊本中央区手取本町1番1号
TEL096-328-2262(直通)

平成26年3月発行

熊本市 男女共同参画 基本計画 <改訂版>

概要版

男女がともにいきいきと、個性と能力を発揮できるまちを目指して



熊本市

男女がともにいきいきと、 個性と能力を発揮できる まちを目指して

本市が目指す男女共同参画社会とは、男女が、一人の人間として互いに人権を尊重し、ともに平等に社会参画する機会が確保され、さまざまな分野でその個性と能力を十分発揮できる、豊かで活力ある社会です。



計画策定の趣旨

本格的な人口減少社会を迎えるなど大きな時代の転換期にある中、市民一人ひとりの多様な力が活かされ、男女ともに暮らしやすい社会、豊かで活力ある社会を築くため「熊本市男女共同参画基本計画」を策定しました。



基本理念

- ・男女の尊重
- ・男女の社会活動への共同参画
- ・家庭生活における活動と他の活動への配慮



計画の位置づけ

- ・この計画のDVに関する施策については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」といいます。）第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。
- ・平成30年度までを計画の期間とします。
- ・中間年にあたる平成25年度に見直しを行いました。

成果指標	基準値（H20）	目標値（H25）	目標値（H30）
「男女共同参画」の内容を知っている市民の割合	49.0%	60%	70%
男女がともに参画している社会と感じる市民の割合	35.2%	45%	50%

施策の方向性1

～やる気の出る社会～

男女がともに自分の能力を発揮できる環境づくりを進めます



成果指標	基準値 (H20)	実績値 (H25)	目標値 (H30)
市の審議会等における女性委員の割合	31.7%	目標値 40% 実績値 31.0%	40%

具体的施策1 児童・生徒の男女共同参画の意識を育む教育・学習の充実

- 学校における男女平等に関する学習の実施と教職員に対する女性の人権などに関する人権教育研修の実施
- 一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基礎となる能力や態度を育てることを通じて、キャリア発達を促す教育の実施
- 男女の協力、家族・家庭の意義、生活設計などの学習を通して男女共同参画を推進する家庭科教育の充実

具体的施策2 男女共同参画への理解を広げる啓発・学習の充実

- 社会の各分野への男女共同参画に関する出前講座の実施
- 啓発紙やDVDなどによる男女共同参画に関する情報の提供
- 「エンパワーメント講座」「男のライフセミナー」などの男女共同参画啓発セミナーの開催
- 家庭が果たすべき役割など家庭教育に関する学習会の開催
- 男女共同参画の視点に留意した情報発信

具体的施策3 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- 市の審議会等や行政委員会における女性の登用促進
- 「男女共同参画社会実現に向けた企業実態調査」などの機会を捉え、事業所における女性の登用促進
- 学校における女性校長・教頭などの登用促進のための環境整備
- さまざまな分野で活躍している女性の情報を掲載している「女性人材リスト」の充実と活用
- 女性の社会参画の必要性や意欲を高める講座の実施
- 校区自治協議会、町内自治会、PTAなどさまざまな地域活動における意思決定過程への女性の参画の促進

具体的施策4 市役所における男女共同参画の推進

- 市役所管理・監督職への女性職員の登用促進
- 市役所におけるメンター制度の活用についての検討、ポジティブ・アクションの推進による女性のキャリア形成への支援
- 年次有給休暇などの取得促進や超過勤務の削減など、市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- セクハラ・ハラハラやDVに関する職員研修の実施

具体的施策5 女性の起業・就業支援

- 「資格取得講座」「再就職支援セミナー」など、就労に結びつく学習機会、相談の実施
- 「起業家支援セミナー」の開催やマザーズコーナーなどの関係機関との連携による就業に関する情報提供
- 就業機会が少ない障がい者・母子家庭の母などを継続して雇用した事業主への雇用奨励金や職業訓練受講料助成などの経済支援
- 「母子自立支援プログラムの策定」「母子家庭等自立支援給付金の支給」など、ひとり親家庭に対する就労支援
- 農林水産業における女性担い手の育成及び活動支援

具体的施策6 女性のキャリアアップ支援

- 「キャリアアップセミナー」など女性の意欲と能力向上を図るために講座の開催
- 女性の意欲と能力活用について、事業所の自主的かつ積極的な取り組みを促すための情報提供

施策の方向性2

～やすらぎのある社会～

男女がともに自分らしいバランスで仕事・家庭・地域に
関わることができる環境づくりを進めます

ワーク・ライフ・バランスを推進するために、市民や事業者に対して、その意義や成果について周知するとともに、社会全体で育児や介護などを支える環境づくりに取り組みます。



成果指標	基準値 (H20)	実績値 (H25)	目標値 (H30)
ワーク・ライフ・バランスの用語の認知度	12.8%	目標値 50% 実績値 27.3%	50%

具体的施策7 多様な働き方への理解を促す情報の提供

- ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催などによる啓発及び情報の提供
- テレワークに関する講演会の開催などによる啓発及び就業支援

具体的施策8 事業者と連携したワーク・ライフ・バランスの推進

- 企業活動の先進的取り組み事例の紹介など、地場企業に向けたワーク・ライフ・バランスに関する情報提供
- 育児・介護休業法など関係法令の情報収集と周知

具体的施策9 子育てに関する支援

- 「児童手当」「子ども医療費の助成」など、子育て家庭に対する経済的な支援や相談体制の充実に向けた取り組み
- 多様なニーズに対応した保育サービスの充実や待機児童解消に向けた取り組み
- 児童育成クラブ、ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育事業などによる子育て支援
- 「よかパパ宣言」などによる父親の子育て参画の支援

具体的施策10 介護に関する支援

- 施設・在宅介護など高齢者・障がいのある人に対する介護サービスの実施
- 民生委員や社会福祉協議会などとの連携による地域における介護支援の実施

具体的施策11 家庭生活など仕事以外の生活への男性の参画支援

- 「男のライフセミナー」「親子料理教室」など家庭生活に関する講座の実施

施策の方向性3

～やりがいのある社会～

個々の意見や能力が反映される地域社会を目指し、
男女の地域への参画を進めます

地域における地域団体、NPO、学校、事業者などさまざまな団体・機関との連携・協働を進めながら、実践的な活動における男女共同参画を促進するとともに、男女共同参画推進の中核施設である男女共同参画センターはあもにいの機能を充実し利用の促進を図ります。



成果指標	基準値 (H20)	実績値 (H25)	目標値 (H30)
男女の地域活動への参加率	46.5%	目標値 55% 実績値 43.9%	55%

具体的施策12 地域における男女共同参画の推進

- 男女共同参画地域推進員、まちづくりセンターなどの人材の育成と活用
- 公民館、児童館、地域コミュニティセンターなどの地域の拠点施設における男女共同参画に関する事業の展開
- 地域における女性の参画にかかる好事例の情報提供
- PTA活動、ブレイバー事業など地域活動への男性の参加の促進
- 男女共同参画センターはあもにいと連携した各区での啓発事業の実施
- 防災分野における男女共同参画の推進

具体的施策13 男女共同参画センターはあもにいの機能充実

- 「はあもにいフェスタ」「市民企画セミナー」の開催など、市民ニーズを捉えた意識啓発や社会参画支援のための事業の実施
- 男女共同参画社会を目指す団体などの活動支援及び情報提供
- 児童育成クラブ、ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育事業などによる子育て支援
- 「よかパパ宣言」などによる父親の子育て参画の支援

※総合女性センターは、平成22年4月1日、男女共同参画センターはあもにいに名称変更しました。



熊本市男女共同参画センターはあもにい

施策の方向性4

～やさしさのある社会～

暴力（DV・セクハラなど）の根絶を図るとともに、
生涯を通した健康づくりを支援します

生涯にわたり健やかでいきいきと暮らすために、相手の人権を損なう行為である暴力（DV・セクハラなど）の根絶に取り組みます。

なお、DV防止法第2条の3第3項は、「市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護ための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」と規定しています。そこで、本計画のうち、具体的な施策14と15のDVに関する施策を、この法律に基づく本市の「基本的な計画」と位置づけ、「熊本市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」としました。

今後は、暴力（DV・セクハラなど）を許さない意識醸成に向けて啓発・広報を充実するとともに、関係機関と連携し、複雑かつ多岐にわたる相談に対応するよう相談体制・支援体制の充実を図ります。

また、男女の身体的違いを踏まえた、各ライフステージに対応した適切な健康保持・増進を支援します。

成果指標	基準値 (H20)	実績値 (H25)	目標値 (H30)
DV被害者が、第三者や相談機関に相談した割合	13.7%	目標値 増加 実績値 21.9%	増加

具体的施策14 暴力（DV・セクハラなど）を許さない意識づくり

- 啓発冊子、市政だより、市のホームページなどさまざまな媒体を使った啓発・広報の実施
- 市民・事業者に対しての「DV被害者支援セミナー」「人権講演会」など、DV防止・被害者支援に係る講座の実施
- 市民・事業者に対してのセクハラ・パワハラやデータDVに関する研修の実施

具体的施策15 DV相談体制の強化と被害者の自立支援

- 熊本市DV対策ネットワーク会議及び熊本市DV対策室内連絡会議開催による関係機関相互の連携
- DV被害者への住民基本台帳事務における適切な支援措置の実施と情報管理の徹底
- 相談員の資質向上に向けた研修の実施及び相談窓口の周知
- 住宅の確保・経済的支援など自立支援に向けた取り組み
- 民間シェルターへの財政的な支援
- 配偶者暴力相談支援センターとして機能するための相談体制の充実

具体的施策16 生涯を通じ健康であるための支援

- 健康づくりのための、学習や検診、相談機会の提供
- 妊娠・出産に関する健診の充実や相談・指導・支援の実施
- 児童・生徒の発達段階を踏まえた性に関する指導や教育の実施
- HIV／エイズを含む性感染症について、正しい知識普及や予防についての啓発